

公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム役員等の報酬等並びに費用に関する規程

〔平成25年4月1日〕
規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム（以下「フォーラム」という。）の役員、評議員、顧問及び参与の報酬等及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤とは、理事のうち、フォーラムを主たる勤務場所とし、週3日以上フォーラムの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の役員等をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分するものである。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、前号に規定する報酬等を含まない。報酬等とは明確に区分するものとする。

(報酬等)

第3条 非常勤の理事長には年度総額360万円の範囲内で、常勤の専務理事には年度総額720万円の範囲内で、別途評議員会の決議により報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、通勤手当を支給する。
- 3 非常勤の理事長及び常勤の専務理事を除く非常勤役員等に対しては、理事会及び評議員会出席等に対して、1人1日当たり1万円の報酬を、各自年間4万円を限度として支給することができる。なお、評議員に対する報酬は定款第15条で定める各年度の総額56万円を超えてはならない。
- 4 役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。

(支給方法)

第4条 日額で定める報酬は、その職務が終了した後に支給する。

- 2 月額で定める報酬は、その月分を職員の給与の支給日に支給する。
- 3 前項の報酬は、月の初日以外の日からその職についたとき、又は月の末日以外の日

にその職を離れたときは、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

第5条 役員等、顧問及び参与が職務を執行するためにかかる経費は、実費相当額を支給することができる。

2 役員等、顧問及び参与がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

3 前項の規定により支給する費用は、フォーラム旅費規程ほかに定める各規程に準じてその費用を支給することができるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。